

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正 (人事課) 3
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 3
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 3
- 公示送達 (税務課) 4
- 公示送達 (保険医療課) 5
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 7
- 亀岡市臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業実施要綱 (地域福祉課) 7
- 公示送達 (税務課) 12
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 13
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 13

—— 訓 令 ——

- 亀岡市職員チャレンジ賞表彰規程 (人事課) 14

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 15
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 22
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 22
- 都市計画公聴会の開催 (都市計画課) 22

- 都市計画公聴会の開催 (都市計画課) 23
- 都市計画公聴会の開催 (都市計画課) 24
- 都市計画公聴会の開催 (都市計画課) 25
- 都市計画公聴会の開催 (都市計画課) 27
- 南丹都市計画地区計画案の縦覧 (都市計画課) 30
- 亀岡市森林整備計画の一部変更 (農林振興課) 30

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部改正 31
- 亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正 32

農業委員会欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市農地利用最適化推進委員評価委員会規則 33

—— 公 告 ——

- 第61回亀岡市農業委員会総会の開催 35

上下水道部欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正 35

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 39

市立病院欄

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 39
- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 39

告示

亀岡市告示第1号

亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱（平成23年亀岡市告示第134号）の一部を次のように改正する。

平成29年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「及びモラル・ハラスメント」を「、モラル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児休業・介護休暇等の制度等の利用に関する言動により勤務環境が害されることをいう。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年1月5日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 坂口 敏彦

2 変更年月日

平成28年5月14日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第3号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 住 所 省略

2 氏 名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第4号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成28年度 （平成24年度賦課）過1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
2	督促状 平成28年度 （平成25年度賦課）過1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
3	督促状 平成28年度 （平成26年度賦課）過1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
4	督促状 平成28年度 （平成27年度賦課）過1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
5	督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
6	督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
8	督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
9	督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
10	督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
11	督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
12	督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第5号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
14	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	平成28年度 第6期分	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第6号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年1月18日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2202-32005

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成29年1月18日

「揭示済」

亀岡市告示第7号

亀岡市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱を次のように定める。

平成29年1月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、臨時福祉給付金（経済対策分）として亀岡市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる臨時福祉給付金（経済対策分）が支給される者をいう。（臨時福祉給付金の支給）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、臨時福祉給付金（経済対策分）を支給する。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金（経済対策分）の額は、支給対象者1人につき1万5千円とする。（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 臨時福祉給付金（経済対策分）に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から4箇月とする。

（申請及び支給の方式）

第6条 臨時福祉給付金（経済対策分）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、臨時福祉給付金（経済対策分）申請書（請求書）（以下「申請書」という。）

により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。
この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる申請方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 申請者は、臨時福祉給付金（経済対策分）の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

- 2 代理人が臨時福祉給付金（経済対策分）の支給の申請をするときは、当該代理人は申請

書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。
（支給の決定）

第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金（経済対策分）を支給する。

- 2 基準日において、いずれかの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次項において同じ。）であり、かつ、基準日以後に第1号から第6号までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成10年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成8年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）については、当該児童分の臨時福祉給付金（経済対策分）につき、当該児童等の保護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金（経済対策分）の代理申請

について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）
- (2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満

20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。)

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
 - (4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
 - (5) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）
 - (6) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 3 基準日において、いずれかの市町村の住民

基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たものについては、当該者分の臨時福祉給付金（経済対策分）につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金（経済対策分）の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
- (2) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令）が出されていること。
- (3) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶

者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

- (4) 基準日の翌日以後に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。
- 4 基準日において、第1号又は第2号のいずれかに該当する者については、当該者分の臨時福祉給付金（経済対策分）につき、以下の各号に規定する当該者の養護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金（経済対策分）の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
 - (2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- （臨時福祉給付金の支給等に関する周知等）
- 第9条 市長は、臨時福祉給付金（経済対策

分)支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が臨時福祉給付金(経済対策分)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金(経済対策分)の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金(経済対策分)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金(経済対策分)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記(第2条及び第8条関係)

1 支給対象者

平成28年度亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(以下「平成28年度実施要綱」という。)の別記(1)に定める平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者(平成28年度実施要綱の別記(2)(生活保護制度の被保護者等の取扱い)及び(3)(外国人の取扱い)に定める平成28年度臨時福祉給付金を支給しない者を除き、(4)(施設等に入所する児童等の取扱い)、(5)(配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者及びその同伴者の取扱い)及び(6)(虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い)の適用を受ける者を含む。)に対して、臨時福祉給付金を1人につき1万5千円支給する。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年1月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成28年度第全期分 軽自動車税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第9号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年1月25日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2312-12038

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年6月29日

3 無効になる日

平成29年1月25日

「揭示済」

亀岡市告示第10号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
J R 並河駅前自転車放置禁止区域
J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成29年1月26日（木）
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 7台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市職員チャレンジ賞表彰規程を次のように定める。

平成29年1月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員チャレンジ賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本市の職務に精励し新規施策の実施、創意工夫又は事務改善等により顕著な功績のあった所属又は職員等を表彰することを通して組織力の向上を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(表彰)

第2条 亀岡市職員チャレンジ賞は、次のとおりとする。

- (1) かめおか・職員チャレンジ大賞
- (2) かめおか・職員チャレンジ賞 (優秀賞)
- (3) かめおか・職員チャレンジ賞 (奨励賞)

2 前項に定めるもののほか、その功績が特に顕著であると市長が認めた場合は、これを表彰することができる。

(被表彰者)

第3条 亀岡市職員チャレンジ賞として表彰する者は、本市行政組織機構による課、係又は本市職員で構成するプロジェクトチーム（以下「所属等」という。）又は本市職員で、次の各号に定めるものとする。

- (1) かめおか・職員チャレンジ大賞
本市の職務において、新規施策の実施、創意工夫又は事務改善等による功績が極めて顕著であり、他の模範となったもの
- (2) かめおか・職員チャレンジ賞 (優秀賞)
本市の職務において、新規施策の実施、創意工夫又は事務改善等による功績が顕著であり、他の模範となったもの
- (3) かめおか・職員チャレンジ賞 (奨励賞)
本市の職務において、新規施策の実施、創意工夫又は事務改善等による功績が優れており、他の模範となったもの
(選考等)

第4条 各年度における職務の執行に当たり功績が顕著又は優れていたと認められる所属等又は職員があつた場合、それを所管する部等の長が市長公室長を経て市長が別に定める日までに推薦し、選考を経て市長が決定する。
(表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年1回市長が行う。
(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、亀岡市職員チャレンジ賞の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年1月25日から施行し、平成28年度に係る職務の表彰から適用する。

公 告

亀岡市公告第1号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要等

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務の名称 | 亀岡市庁舎設備運転管理業務委託 |
| (2) 業務場所 | 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所（本館及び別館） |
| (3) 業務種別 | 保守・維持管理業務 |
| (4) 業務概要 | 亀岡市庁舎設備運転管理業務
1 設備日常運転保守管理業務
2 建築物環境衛生管理業務
3 自家用電気工作物定期精密点検業務
4 無停電電源装置定期点検業務
5 消防用設備等法定点検業務
6 防火・防災対象物定期点検業務
7 非常用発電装置年次点検業務
8 空調用熱源機器保守点検業務
9 空調自動制御保守点検業務
10 エレベーター設備保守点検業務
11 自動扉保守点検業務
12 テレビ電波障害対策施設維持管理業務
13 蓄熱槽冷温水水処理業務
14 空調機用エアフィルター取替清掃業務
15 中央監視装置定期保守点検業務
16 水景施設水処理業務
17 市民ホール内設備定期保守点検業務
18 ごみ処理設備保守点検業務
19 庁舎大窓開閉装置機能保守点検業務
20 発注業務設計積算業務
21 フロン類使用業務用機器点検業務 |
| (5) 業務期間 | 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで |

2 入札参加要件（参加者は、次の全ての要件に該当すること。）

- (1) 「平成28年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、登録営業品目「23 保守管理業務」の希望順位が第1位又は第2位であること。
- (2) 亀岡市へ2時間以内に到達できる範囲内に、支援に駆けつけることのできる人員を配置した本店（支店）又は営業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (5) 亀岡市庁舎又は亀岡市庁舎と同規模建物（地上5階以上、かつ、延面積2万㎡以上で、なおかつ非常用発電機及びチラー等を用いた空調設備を有する庁舎又はオフィスビル）の設備運転管理を、単独者で過去10年間に同一施設で5年以上継続した実績を有すること。
- (6) 入札参加申請時に次の書類を提出できること。
 - ※ 設備運転管理業務委託仕様書第3の2当業務に関し必要な要件等の(1)、(2)、(4)に関する書類
 - (1) 各種許可証及び各ISO9001・14001認証の写し
 - (2) ①～⑤の要件を満たす配置予定業務従事者名簿（様式第3号）（氏名、業務経歴、資格の免許の写しを添付）
 - (4)の実績に係る契約書及び仕様書の写し
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

3 入札手続等

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
一般競争入札 参加資格確認 申請等の配布 期間	平成29年1月16日（月） 午後1時から 平成29年1月26日（木） 午後4時まで	(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請」という。）等並びに仕様書及び設計書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 (2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせのうえ配布期間内の受付時間中（午前9時～正午、午後1時～4時）に契約検査課に来庁して入手すること。
一般競争入札 参加資格確認 申請等の受付	平成29年1月25日（水） 平成29年1月26日（木） 午前9時から正午及び 午後1時から午後4時の間	(1) 入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 ア 提出方法 持参により提出すること。 イ 提出書類 (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） (イ) 類似業務委託実績書（様式第2号） (ウ) 類似業務委託の実績を証明する書面（業務実績証明書又は契約書の写し） (エ) 「電気工事業」、「管工事業」及び「消防施設工事業」の許可とISO9001・14001の認証を受けていることを証明する書類の写し (オ) 配置予定者経歴書（様式第3号） (カ) 設備運転管理業務委託仕様書第3の2の(4)の実績に係る契約書及び仕様書の写し (キ) 入札参加資格を満たしていることの誓約書（様式第4号） ウ 該当の公告に示す受付期間内に、提出書類を亀岡市企画管理部契約検査課に持参すること。 エ その他 (ア) 確認申請書及び資格確認資料の作成等に

		<p>要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>(イ) 提出書類は公告で指定した様式にて作成すること。</p> <p>(ウ) 提出された書類は、本市において無断使用することはない。</p> <p>(エ) 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
入札参加確認通知の送付	平成29年1月31日（火）までに発送	<p>(1) 確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
確認申請等並びに仕様書及び設計書等に関する質問の受付及び回答	<p>確認申請等に関する質問</p> <p>平成29年1月24日（火）正午まで</p> <p>仕様書及び設計書等に関する質問</p> <p>平成29年2月2日（木）正午まで</p>	<p>(1) 確認申請等に関わる質問は公告に示す期間内に契約検査課にて随時受け付ける。</p> <p>(契約検査課電話番号0771-25-5041)</p> <p>(2) 仕様書及び設計書等に関する質問については、質問書（様式第5号）にて行うこととし、下記E-Mailアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。添付ファイルは、「Microsoft Excel 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡（電話番号0771-25-5041）すること。送付した旨の電話連絡がない場合は質問書を受付できないことがあるので留意すること。</p> <p>質問送付先 E-Mailアドレス： sikkou-kanri@city.kameoka.kyoto.jp</p>
	<p>確認申請等に関する回答</p> <p>随時</p> <p>仕様書及び設計書等に関する回答</p> <p>平成29年2月6日（月）午後5時まで</p>	<p>(1) 確認申請等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>(2) 仕様書及び設計書等に関する質問の回答については、該当の公告に示す日までに電子メールにて参加者全員に回答する。</p> <p>(3) その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を</p>

		回答書に記載することがある。
現場確認の希望申出	平成29年1月16日（月）から 平成29年2月7日（火）まで （休日を除く。） 午前9時から午後4時まで	(1) 亀岡市役所（本館及び別館）の現場確認を希望する者は、事前に契約検査課に問い合わせの上、契約検査課の指示に従うこと。
入札日時	平成29年2月10日（金） 午前10時（厳守）	(1) 入札については、下記「4 入札に関する留意事項」のとおり

4 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札にあたっては、内訳書を提出すること。
- (3) 入札回数は、3回までとする。
- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (6) 入札者は、仕様書及び設計書等（以下「仕様書」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は「亀岡市庁舎設備運転管理業務委託」一式の金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札の辞退
入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（入札箱に入札書を投函するまで）は入札を辞退することができる。
- (9) 書面による入札
ア 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。更に、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印しておかなくてはならない。
イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務名を記載し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつては、この限りではない。
- (10) 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(11) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請等の提出を履行しなかった者又は確認申請等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ 最低制限価格未満の価格で入札した者

サ 内訳書の提出をもとめている場合に、内訳書を提出せずに入札を行った者

(12) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(13) 本入札は最低制限価格を設定して執行する。

(14) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

5 入札保証金

免除する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、亀岡市財務規則第123条に該当する場合は、免除することができる。

8 契約書の作成の要否 要

9 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書及び設計書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 以上に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。

10 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

E-Mailアドレス : sikkou-kanri@city.kameoka.kyoto.jp

ホームページ : <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年1月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成29年1月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第3号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成29年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

篠町浄法寺土井の一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

平成29年1月23日から
平成29年2月6日まで

「揭示済」

亀岡市公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、南丹都市計画用途地域の変更案を作成するため、次のとおり都市計画公聴会を開催する。

平成29年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日 時

平成29年2月16日
午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 場 所

亀岡市役所1階 市民ホール

2 意見聴取する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画用途地域の変更

(2) 都市計画の位置

亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河

原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

平成29年1月23日から
平成29年2月6日まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

ア 提出先

〒621-8501
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出(公述申出書(別記様式))

ウ 提出期限

平成29年2月6日 午後5時必着

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し提出した書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めるときは公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

(1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

130人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール入口

ウ 申込期限(受付日時)

平成29年2月16日 午後1時から
(2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出がない場合は、公聴会は開催しない。

「揭示済」

亀岡市公告第5号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、南丹都市計画防火地域及び準防火地域の変更案を作成するため、次のとおり都市計画公聴会を開催する。

平成29年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成29年2月16日
午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

亀岡市役所1階 市民ホール

2 意見聴取する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画防火地域及び準防火地域の変更

(2) 都市計画の位置

亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

平成29年1月23日から

平成29年2月6日まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

ア 提出先

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出(公述申出書(別記様式))

ウ 提出期限

平成29年2月6日 午後5時必着

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し提出した書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めるときは公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

(1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

130人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール入口

ウ 申込期限(受付日時)

平成29年2月16日 午後1時から

(2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出がない場合は、公聴会は開催しない。

「揭示済」

亀岡市公告第6号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、南丹都市計画地区計画の決定案を作成するため、次のとおり都市計画公聴会を開催する。

平成29年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成29年2月16日

午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

亀岡市役所1階 市民ホール

2 意見聴取する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

(2) 都市計画の名称

亀岡駅北地区地区計画

(3) 都市計画の位置

亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

平成29年1月23日から

平成29年2月6日まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

ア 提出先

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出(公述申出書(別記様式))

ウ 提出期限

平成29年2月6日 午後5時必着

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し提出した書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めるときは公述人の数及び公述の時間を制限することができる。

5 公聴会の傍聴方法

(1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

130人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール入口

ウ 申込期限(受付日時)

平成29年2月16日 午後1時から

(2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出がない場合は、公聴会は開催しない。

「揭示済」

亀岡市公告第7号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、南丹都市計画道路の変更案を作成するため、次のとおり都市計画公聴会を開催する。

平成29年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成29年2月16日

午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

亀岡市役所1階 市民ホール

2 意見聴取する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画道路の変更

(2) 都市計画原案の概要

名称		延長	幅員	変更概要
3・4・105	亀岡駅北線	約380m	18m	・線形変更 延長約20m増 ・起点から約100m区間の4車線を2車線に変更
3・5・106	駅北余部線	約580m	14m	・終点部の線形変更 約80m

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

平成29年1月23日から平成29年2月6日まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

ア 提出先

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出(公述申出書(別記様式))

ウ 提出期限

平成29年2月6日 午後5時必着

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し提出した書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めたときは公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

(1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

130人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール入口

ウ 申込期限(受付日時)

平成29年2月16日 午後1時から

(2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出がない場合は、公聴会は開催しない。

「揭示済」

 亀岡市公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、南丹都市計画公園の変更案を作成するため、次のとおり都市計画公聴会を開催する。

平成29年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日 時

平成29年2月16日 午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 場 所

亀岡市役所1階 市民ホール

2 意見聴取する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画公園の変更

(2) 都市計画原案の概要

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
街区公園	2・2・321	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木及び追分町下島	約0.50ha	追加決定
街区公園	2・2・322	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原及び追分町一本木	約0.15ha	追加決定
街区公園	2・2・323	亀岡駅北3号公園	亀岡市追分町下島	約0.29ha	追加決定
街区公園	2・2・324	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水	約0.09ha	追加決定
街区公園	2・2・325	亀岡駅西公園	亀岡市追分町八ノ坪	約0.03ha	追加決定

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

平成29年1月23日から平成29年2月6日まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

ア 提出先

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出(公述申出書(別記様式))

ウ 提出期限

平成29年2月6日 午後5時必着

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し提出した書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めたときは公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

(1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

130人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール入口

ウ 申込期限(受付日時)

平成29年2月16日 午後1時から

(2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出がない場合は、公聴会は開催しない。

別記様式

平成29年 月 日
亀岡市長 桂川 孝裕 様
公述申出人 郵便番号 住 所 ふりがな 氏 名 電 話
Ⓜ
公述申出書
平成29年1月23日付け亀岡市公告第4～8号で公告された亀岡駅北地区における都市計画決定・変更原案に対して、亀岡市都市計画公聴会において下記のとおり意見を述べたいので申し上げます。
記
1 意見の区分（該当するところにチェックを入れてください。）
南丹都市計画用途地域の変更 <input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> その他（ ）
南丹都市計画防火地域及び準防火地域の変更 <input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> その他（ ）
南丹都市計画地区計画の決定 <input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> その他（ ）
南丹都市計画道路の変更 <input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> その他（ ）
南丹都市計画公園の変更 <input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 利害関係の内容（該当するところにチェックを入れてください。）
<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者
<input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
<input type="checkbox"/> 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
<input type="checkbox"/> 市内の所在する学校に在学する者
<input type="checkbox"/> 市税の納税義務を有する者
<input type="checkbox"/> その他（ ）
3 意見の要旨及びその理由 別紙のとおり

注意

- 1 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が自書することができます。
- 2 「1 意見の区分」欄は、該当する項目にチェックを入れてください。その他を選択された場合は、括弧内に内容を具体的に記載してください。
- 3 「2 利害関係の内容」欄は、該当する項目にチェックを入れてください。その他を選択された場合は、括弧内に内容を具体的に記載してください。都市計画原案との利害関係がない方は、公述人になることができません。
- 4 「3 意見の要旨及びその理由」の作成にあつては、原稿用紙等を用い800字以内で、意見の要旨とその理由を区分して、楷書横書きで明瞭に記載してください。
- 5 都市計画原案に直接関係がない意見については、述べることができません。
- 6 同趣旨の意見が多数あるときは、公述人となる方を選定することがあります。
- 7 公述人が意見を述べる時間は、1人につき10分以内で市長が定める時間とします。

「揭示済」

亀岡市公告第9号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、
亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例
(昭和58年亀岡市条例第24号)第2条の規
定により次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、
縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を
経過する日までに、亀岡市長に意見書を提出す
ることができる。

平成29年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種類

地区計画

2 名称

亀岡駅北地区地区計画

3 位置

亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河
原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中
島並びに古世町向嶋の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

平成29年1月24日から
平成29年2月6日まで

「揭示済」

亀岡市公告第10号

森林法(昭和26年法律第249号)第10
条の6第3項の規定により亀岡市森林整備計画
の一部を変更する。

なお、変更した計画は、平成29年4月1日
に効力を生じるものとし、亀岡市役所において
縦覧に供する。

平成29年1月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

2 縦覧期間 平成29年1月30日から
平成29年2月28日まで

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 木 藤 伸一朗
 八 嶋 正
 能 勢 美代子
 大久保 伸 一
 楠 善 夫
 廣 瀬 千鶴子
 石 山 耐 子
 細 川 武
 樋 口 俊 男

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱します

任期は平成30年12月31日までとします

(各 通) 渡 邊 博 己
 小野里 光 広
 山 田 智 久
 塚 本 綏佳子
 兒 嶋 正 晴

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱します

任期は平成30年12月31日までとします

平成29年1月1日

(各 通) 山 脇 英 富
 山 川 昭 子
 田 部 頼 子
 櫻 井 邦 男
 松 本 行 雄
 人 見 博 子
 稲 村 智 子
 内 藤 登世一
 廣 畑 弘
 岩 間 仁 志
 酒 井 省 五
 中 島 三羊子

亀岡市環境審議会委員に委嘱します

平成29年1月23日

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年1月1日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程（平成28年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年1月1日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「除く。）、介護休暇」の次に「、介護時間、組合休暇」を加え、「別表の1から5まで」を「別表の1から7まで」に改め、「（別記第3号様式）」の次に「、介護時間申請書（別記第4号様式）、組合休暇申請書（別記第5号様式）」を加え、「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に、「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第2項中「別表の2又は6」を「別表の2又は8」に、「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に、「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第3項中「若しくは介護休暇」を「、介護休暇若しくは介護時間」に、「勤務できない」を「勤務することができない」に改め、同条第4項中「別表の7」を「別表の9」に、「別記第8号様式」を「別記第10号様式」に

改め、同条に次の1項を加える。

5 校長は、時間外勤務代休時間を指定するときは、別表の10に規定する時間外勤務代休時間指定書（別記第11号様式）により行うものとする。

第7条第1項中「別記第9号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項中「別記第10号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条第3項中「別記第11号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第8条の見出し中「証人等」を「裁判員等」に改める。

第9条の4を第9条の6とし、第9条の3を第9条の5とし、第9条の2を第9条の4とし、第9条の次に次の2条を加える。

（大学院修学休業）

第9条の2 職員が教育公務員特例法に基づき大学院修学休業の許可を受けようとするときは、教育長が別に定めるところによるものとする。

（修学部分休業）

第9条の3 職員が地方公務員法に基づき修学部分休業の承認を受けようとするときは、教育長が別に定めるところによるものとする。

第10条第1項中「別記第12号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条第2項中「別記第13号様式」を「別記第16号様式」に改める。

第13条第1項中「別記第14号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条第4項中「別記第13号様式」を「別記第16号様式」に改める。

別表を次のように改める。

省略

別記第1号様式を次のように改める。

省略

別記第2号様式中「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改め、別記第3号様式を次のように改める。

省略

別記第4号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

省略

別記第14号様式の次に次の3様式を加える。

省略

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

農業委員会欄

規 則

亀岡市農地利用最適化推進委員評価委員会規則をここに公布する。

平成29年1月24日

亀岡市農業委員会

会長 田中義雄

亀岡市農業委員会規則第1号

亀岡市農地利用最適化推進委員評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市農業委員会の委員等に関する条例（平成28年亀岡市条例第41号）第3条の規定に基づき設置される亀岡市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補者を選定する組織及びその運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員の候補者（以下「候補者」という。）を選定する亀岡市農地利用最適化推進委員評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、候補者の選定に関する事項につき、亀岡市農業委員会会長（以下「会長」という。）の求めに応じ、調査及び審議する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、農業に関し識見を有する者その他

会長が適当と認める者のうちから、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 評価委員の任期は、1年以内において会長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評価委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、評価委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する評価委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときは、会長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農業委員会事務局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

公 告

亀岡市農業委員会公告第1号

第61回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成29年1月20日

亀岡市農業委員会
会長 田中義雄

記

- 1 日 時
平成29年1月24日（火）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所3階 302・303会議室
- 3 議 題
(1) 改正農業委員会法に伴う条例・規則改正等について
(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員の選出方法等について
(3) その他

「揭示済」

上下水道部欄

規 程

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員就業規程（昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第41条の2中「以外の親」の次に「（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加える。

第51条第1号を次のように改める。

(1) 部長及び担当部長

第55条第1項中「掲げる者」の次に「(以下「要介護者」という。第6号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を、「介護をするため、」の次に「管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において、職員からの指定を希望する期間の初日及び末日の申し出に基づき、」を加え、同項第5号中「職員と同居している」を削り、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第5項中「の範囲内とする」を「(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 介護休暇については、前各項に定めるもののほか、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)及び亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成21年亀岡市規則第7号)の規定を準用する。

第55条の次に次の2条を加える。

(介護時間)

第55条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、亀岡市上下水道部の企業職員の給与に関する規程第2条において準用する亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

4 介護時間の単位は、30分とする。

5 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(第54条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第55条の3 管理者は、介護休暇又は介護時間の請求について、第55条第1項又は第55条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務に支障がある日又は時間については、この限りではない。

第56条第1項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同項第3号中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「介護休暇申請書」の次に「又は介護時間申請書」を加え、「この場合において介護を必要とする一の継続する状態」を「介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間)」を加え、同条第2項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

別表第1中

「

1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

」

を

「

1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

」

に、

「
亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項で規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の世話（通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行等）を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
」

を

「
亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項で規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の管理者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成29年1月13日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成29年1月13日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
285	ロイヤルホームセンター株式会社	代表取締役 中山 正明	大阪市西区阿波座 1丁目5番16号

「揭示済」

市立病院欄

公告

亀岡市立病院公告第8号

平成29年1月18日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成29年7月31日までとする。

平成29年1月31日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

・理学療法士・作業療法士

2 3

「揭示済」

亀岡市立病院公告第9号

平成29年1月18日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成29年7月31日までとする。

平成29年1月31日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

・看護師

1 2 3

「揭示済」